

市からの連絡帳



選挙

選挙人名簿登録者数(定時登録)確定

選挙人名簿の登録には、年4回、3月・6月・9月・12月に登録する定時登録と、選挙のつど行う選挙時登録があります。

9月2日の定時登録者数が確定しました。登録者数は、男性7万7215人、女性8万394人、計15万7609人です。平成20年6月2日の定時登録者数と比較すると、男性160人増、女性187人増、計347人増加しています。定時登録の要件は次のすべてのとおりです。

日本国民 昭和63年9月2日以前に生まれた方 平成20年9月1日現在、引き続き3か月以上市内に居住している方(他市区町村から転入された方は平成20年6月1日までに市の住民基本台帳に記載された方)

また、次の資格がある方が、在外選挙人名簿に登録されました。

在外選挙人名簿にすでに登録されている方でない 登録申請時に満20歳以上 日本国民 在外選挙人名簿の登録の申請に関し、その方の住所を管轄する領事館の管轄区域内に引き続き3か月以上住所がある方 9月3日現在の在外選挙人名簿登録者数は、男性130人、女性125人、計255人です。

選挙管理委員会事務局 保(電438-4090)

募集

「ミュージック パーティ・イン・西東京市7th」の出演者・舞台スタッフ

青少年が自分達を音楽・ダンスで表

現する「ミュージック パーティ・イン・西東京市」を、保谷こもれびホールで平成21年3月14日(土)に開催予定です。このイベントに参加したいバンドとダンスチームを募集。本舞台の製作・楽器搬入のお手伝いをする舞台スタッフも募集。

市内在住・在学・在勤の青少年(22歳まで)で第1回実行委員会(11月初旬開催)に参加できる方 ④住所・氏名・年齢・電話番号(もしくはメールアドレス)を明記のうえ、10月25日(土)(必着)までにメールまたは電話で実行委員会事務局・嶋田まで。(電464-2909)

music-party-nishitokyo@hotmail.co.jp 児童青少年課 田(電460-9843)

学童クラブ指導囃託員(11月1日採用)



保護者が仕事などで昼間家庭にいないおおむね10歳未満の児童に、放課後に学童クラブで遊びや生活の場を与え、生活指導を行います。

職種・採用予定者数 学童クラブ指導囃託員・約2人 受験資格(概要) 次のいずれかの資格がある方 保育士(保母) 教諭免許 試験日・方法 10月18日(土)・面接試験

募集案内配布 10月1日(水)~10日(金)に児童青少年課で。市HPからダウンロード可 田指定の用紙を児童青少年課(田無庁舎1階)へ郵送(10月1日(水)~9

日(木)(消印有効))または直接持参(10月1日(水)~10日(金)) 詳細は募集案内をご参照ください。 児童青少年課 田(電460-9843)

その他

岩手・宮城内陸地震義援金

8月29日まで市の施設の募金箱に寄せられた義援金は次のとおりです。義援金は、日本赤十字社岩手県支部と宮城県支部に送りました。

ご協力、誠にありがとうございました。

岩手県支部 81,673円

宮城県支部 96,057円

生活福祉課 保(電464-1311内線2313)

【お詫びと訂正】

9月15日号の市報とともに配布しました「ごみ・資源物収集カレンダー」に誤りがありました。

お詫びして訂正します。

柳沢・東伏見・中町・保谷町・富士町地域 6ページ

12月29日(月)【誤】古紙・古布、プラスチック容器包装類 【正】休

12月30日(火)【誤】休 【正】可燃ごみ

田無町・西原町・北原町・谷戸町・緑町・ひばりが丘地域 6ページ

12月29日(月)【誤】びん・缶・ペットボトル・スプレー缶・ライター

【正】休

12月30日(火)【誤】休 【正】可燃ごみごみ減量推進課(電438-4043)

審議会などの会議

介護保険運営協議会 時10月7日(火)午後1時

場防災センター 内次期計画における給付見込

時10月7日(火)午後2時45分

場防災センター 内次期計画における施策体系

時10月7日(火)午後7時

場インギビル 内第2次男女平等参画推進計画案の検討

時10月8日(水)午後2時

場保谷庁舎 内菅平少年自然の家

時10月9日(木)午後2時

場保谷庁舎

内計画素案の検討

時10月10日(金)午前10時

場田無庁舎 内市食育推進計画の施策

時10月11日(土)午後4時

場住吉会館ルピナス 内男女平等推進係

時10月16日(木)午後2時

場保谷庁舎 内菅平少年自然の家

時10月16日(木)午後2時

場保谷庁舎 内菅平少年自然の家

時10月16日(木)午後2時

場保谷庁舎 内菅平少年自然の家

時10月16日(木)午後2時

場保谷庁舎 内菅平少年自然の家

自転車は自転車駐車場に置きましょう

道路管理課 保(電438-4057)

自転車・バイクは、手軽で便利な交通手段の一つとして皆さんに利用されています。

しかし、駅周辺の歩道や路上への放置が後を絶ちません。

歩道は、高齢者の方・障害を持つ方・子どもなど、さまざまな人たちが利用します。こうした歩道に自転車・バイクなどが放置されると、利用する方の通行の障害となるばかりではなく、災害・緊急時の活動の妨げにもなります。

通勤・通学・買い物などで自転車・原付バイクなどを利用する際は、1人ひとりが責任を持って自転車駐車場などを利用しましょう。※原付バイクは、場所により制限があります。

各駅周辺には自転車駐車場があります(地図は市HP参照)。自転車駐車場利用の際は、係員の指示に従ってください。

また、混雑時は他の利用者の迷惑にならないように、無理な駐車はしないでください。

自転車駐車場の月額利用料を助成します

市内に住所があり、通勤・通学などのため、財団法人自転車駐車場整備センターが管理・運営している自転車駐車場を月きめて利用する自転車利用者で、次のいずれかに該当する方には、有料自転車駐車場の月額利用料の全部、もしくは一部を助成します。

①身体障害者手帳もしくは愛の手帳、または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方…全額助成

②生活保護を受けている世帯の方…全額助成

③市の児童育成手当を受けている世帯の方(障害手当のみを受けている方は除く)…800円助成

④60歳以上で、市・都民税が非課税の方…800円助成

⑤学校、専修学校など、各種学校に在学する方…200~500円助成

※⑥に該当する方は、次の点にご注意ください。

・自転車駐車場により助成(割引)額が変わります。

・田無駅北口第1・第2および田無駅南口自転車駐車場を利用する際は2階以上の契約となります。

この助成の申請は、道路管理課(保谷庁舎5階)または市民相談室(田無庁舎2階)で受け付けています。

なお、⑥に該当する方は、利用を希望する自転車駐車場管理室で手続きを行ってください。

